

平成 29 年 3 月 21 日

アセンテック株式会社

代表取締役社長 佐藤 直浩

問合せ先： 経営企画部 03-5956-5685 証券コード：3565

<https://www.ascentech.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、お客様や取引先、従業員といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、安定的な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。一般的に支配株主を有する会社は、支配株主からの支配・影響を有形無形に受けます。当社では、支配株主からの影響により、少数株主の利益が損なわれることがないよう、取締役の構成において支配株主の役職員以外の者が多数を占めることを経営方針として有しております。また、当社の事業分野は支配株主グループの中で、固有の事業領域を有しており、当社の独自の判断で事業展開を図っております。

また、支配株主との取引においては、一般の取引基準と同様の基準及び意思決定手続きを経て決定しております。このようなことから、当社が支配株主の影響を受け、支配株主に有利な取引、投資、事業展開を行うような状況にはありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施いたします。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|----------|-------|
| 永森 信一 | 766,500 | 54.80 |
| 安田企業投資 4 号投資事業有限責任組合 無限 責任組合員 安田企業投資株式会社 | 260,000 | 18.58 |
| 佐藤 直浩 | 239,000 | 17.08 |
| 松浦 崇 | 91,000 | 6.50 |
| 株式会社ネットワーク | 37,500 | 2.68 |
| 大嶺 議正 | 5,000 | 0.36 |

| | |
|-------|-------|
| 支配株主名 | 永森 信一 |
|-------|-------|

| | |
|-----------|----|
| 親会社名 | なし |
| 親会社の上場取引所 | — |

補足説明

| |
|------------|
| 該当事項ありません。 |
|------------|

3. 企業属性

| | |
|---------------------|----------|
| 上場予定市場区分 | マザーズ |
| 決算期 | 1 月 |
| 業種 | 卸売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100 人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100 億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10 社未満 |

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

① 関連当事者取引等の実施に対する基本方針

関連当事者取引等の実施につきましては、原則的に関連当事者取引は行わない方針ですが、関連当事者取引を行う必要が生じた場合には、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件について他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

② 関連当事者取引等の有無を把握する体制及び関連当事者取引等の適正性を確保するための体制

当社では、全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。加えて、監査法人による確認を行っております。

また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、取引の適正性を確保する体制を築いております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|----------|
| 組織形態 | 監査役会設置会社 |
|------|----------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|---------|
| 定款上の取締役の員数 | 5名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |
| 社外取締役の人数 | — |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | — |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | |
|------|----|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 該当なし | — | | | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立 役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|----------|--------------|-------|
| 該当なし | | | |
| | | | |

【監査役関係】

| | |
|-----------|--------|
| 監査役会設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、新日本有限責任監査法人を独立監査人として金融商品取引法に基づく財務諸表及び財務諸表に関する書類の監査を受けております。また、同監査法人を会社法に基づく会計監査人として選任しており、監査を受けております。監査役会と監査法人との連絡及び情報交換の体制については、定期会合を開催し、監査の実行性と効率性の向上を目指しております。

監査役は、業務監査を実施している内部監査委員会から監査計画、社内各部門の内部監査の結果などについて説明を受けるとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うなどして、連携を図っています。会計監査人は、内部監査委員会から監査計画について説明を受けているほか、必要に応じて内部監査の結果などについても説明を受けています。内部監査委員会は、会計監査人から監査結果などについて定期的に説明を受けています。このほかにも両者は必要に応じて情報・意見交換を行うなどして、連携を図っています。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m | |
| 鶴田 二郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | | |
| 松田 英典 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|---|
| 鶴田 二郎 | ○ | — | <p><社外監査役に選任した理由></p> <p>IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しています。その経験と識見に基づき監査役監査の充実につなげていただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、平成 28 年 4 月に社外監査役に選任しています。</p> <p><独立役員に指定した理由></p> <p>当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はないこと、当社から役員報酬以外に多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実はないこと、当社経営陣との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、平成 29 年 1 月に新たに独立役員にしています。</p> |
| 松田 英典 | ○ | — | <p><社外監査役に選任した理由></p> <p>企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有しています。その経験と識見に基づき監査役監査の充実につなげていただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、平成 28 年 4 月に社外監査役に選任しています。</p> <p><独立役員に指定した理由></p> <p>当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はないこと、当社から役員報酬以外に多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実はないこと、当社経営陣との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、平成 29 年 1 月に新たに独立役員にしています。</p> |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 2名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

| |
|---|
| 独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。 |
|---|

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

| |
|--|
| 業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。 |
|--|

| | |
|-----------------|----------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、執行役員、従業員 |
|-----------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

| |
|--|
| 業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。 |
|--|

【取締役報酬関係】

| | |
|------|---------------|
| 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|------|---------------|

該当項目に関する補足説明

| |
|--|
| 報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。 |
|--|

| | |
|---------------------|----|
| 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---------------------|----|

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

| |
|---|
| 各取締役の月額報酬の金額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、代表取締役の協議により決定しております。 |
|---|

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

| |
|--|
| 議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、取締役会事務局が社外監査役を含む全役員に対して、取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明なども行っています。 |
|--|

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営上の意志決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次の通りであります。

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役3名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。今後、社外取締役として情報通信業界から招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進してまいります。

また、業務執行は、執行役員2名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、より迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。なお、取締役会の開催状況は、平成27年1月期で16回（うち、5回が書面決議）、平成28年1月期17回開催（うち、4回が書面決議）しております。

b 監査役会・監査役

平成29年1月期より、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は3名で構成されており、うち2名が社外監査役、社外監査役のうち1名は常勤監査役であります。監査役会は原則として、月1回開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な経営会議への出席や営業会議現場への往査など実行性のあるモニタリングに取り組んでおります。なお、監査役会の開催状況は、平成29年1月期で10回開催（平成28年10月12日現在）しております。

c 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役副社長及び執行役員で構成されており、常勤監査役もオブザーバーとして参加しております。経営会議は、原則として毎週1回定期的に開催しているほか、必要に応じて、臨時に開催いたします。毎週の経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営状況を把握するとともに、取締役会への起案、報告事項を決定します。また、業務遂行上の営業会議・管理本部関連の会議等を通じ、職務権限・業務分掌規程等に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて、関係者間の意見調整、問題点の把握に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

取締役会では毎回活発な議論が行われています。当社は本書提出日現在において社外取締役を選任しておりません。当社の社外監査役である鶴田二郎氏は、当社新株予約権を 50 個保有しておりますが、当社と人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社と社外監査役である松田英典氏との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。鶴田二郎氏は、IT 業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識と経験を有しており、取締役の職務の執行全般にわたり適正性・適法性を確保するために社外監査役として選任しております。松田英典氏は、他の会社での取締役として豊富な経営経験を持つ監査役として、経営の監視や適切な助言を期待できることから社外監査役として選任しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針について特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外監査役を選任しており、経営の独立性を担保していると認識しております。

当社は現在、社外取締役を選任しておりませんが、効率的な経営システムと社外監査役 2 名による経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと判断し、上記の体制を選択しております。

なお、今後においては、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化のため、平成 29 年 4 月開催予定の定時株主総会において経営に知見を持たれている社外取締役を選任する予定であります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を予定しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会は、他社の集中日を避けるとともに出席しやすい場所（ホテル等）を確保してまいります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 外国人投資家向けに招集通知の英文化を検討していきたいと考えております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 全ステークホルダーに対して、適時適切にIR活動を実施して行く方針であり、今後は当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載する予定です。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 定期的な開催を検討しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施 | 本決算及び第2四半期決算発表後に、決算発表会を開催する予定です。 | なし |
| IR資料をホームページ掲載 | 当社のホームページにIR専門サイトを開設し、IR資料を掲載する予定です。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 情報取扱責任者に管理本部長を任命していますが、IR専任部署として経営企画部を設置し、IR活動を実施していく予定です。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社はすべてのステークホルダーに対して企業活動に関する適時・適切な開示を行なうことは当然の責務であると考えており、ステークホルダーの立場の尊重について「コンプライアンス規程」に定めるとともに、全社員への周知徹底を行ってまいります。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 今後、検討すべき事項と考えております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報提供に努めております。 |

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成 27 年 3 月 13 日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役及び使用人は行動規範に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務執行にあたり、法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

コンプライアンス体制の維持・構築については、代表取締役を責任者とする「内部監査委員会」を設置し、内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役に報告するものとします。

ロ 取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づいて、取締役及び使用人がコンプライアンスの意識を高めるための社内教育、研修を定期的に行うものとします。

また、内部監査担当者は、コンプライアンス委員会の活動状況を定期的に監査するものとします。

ハ 法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築するものとします。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役は、その職務の執行に係る情報を、文書保存管理規程等に基づき、担当職務に従い適切に保存・管理します。

ロ 必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、閲覧可能な状態を維持します。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 危機管理体制については、リスク管理を統括する組織として取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置します。また、リスク管理委員会は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとします。さらにリスク管理委員会は定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとします。

ロ 内部監査委員会はリスク管理委員会の活動状況を定期的に監査するものとします。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務担当取締役に業務の執行を行わせます。代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項について、職務権限規程等に定める手続により必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃に伴う変更や職務執行の効率化を図る必要がある場合は、随時見直します。

- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。
 - ロ 監査役がその職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、補助すべき使用人が兼任で監査役補助業務を担う場合には、監査役の指揮命令に関し、取締役以下補助すべき使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととします。
 - ハ 補助すべき使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議し、同意を得ます。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役は、取締役会等を通じて、監査役に対して重要な報告及び情報提供を行う体制を整備します。
 - ロ 取締役は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役会及びその他重要な経営会議に出席し、意見を表明します。
- 監査役は、代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ります。
- また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である佐藤直浩は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、幹部社員会議等において、折に触れ、自ら注意を促しております。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加する予定であり、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

当社では、反社会的勢力の排除、防止体制として「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定し新規顧客取引開始時には、外部の調査機関の活用、風評等の信用調査を実施し取引開始を実行することとしております。また、万一に備えて、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施し、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

| | |
|---------|----|
| 買収防衛策導入 | なし |
|---------|----|

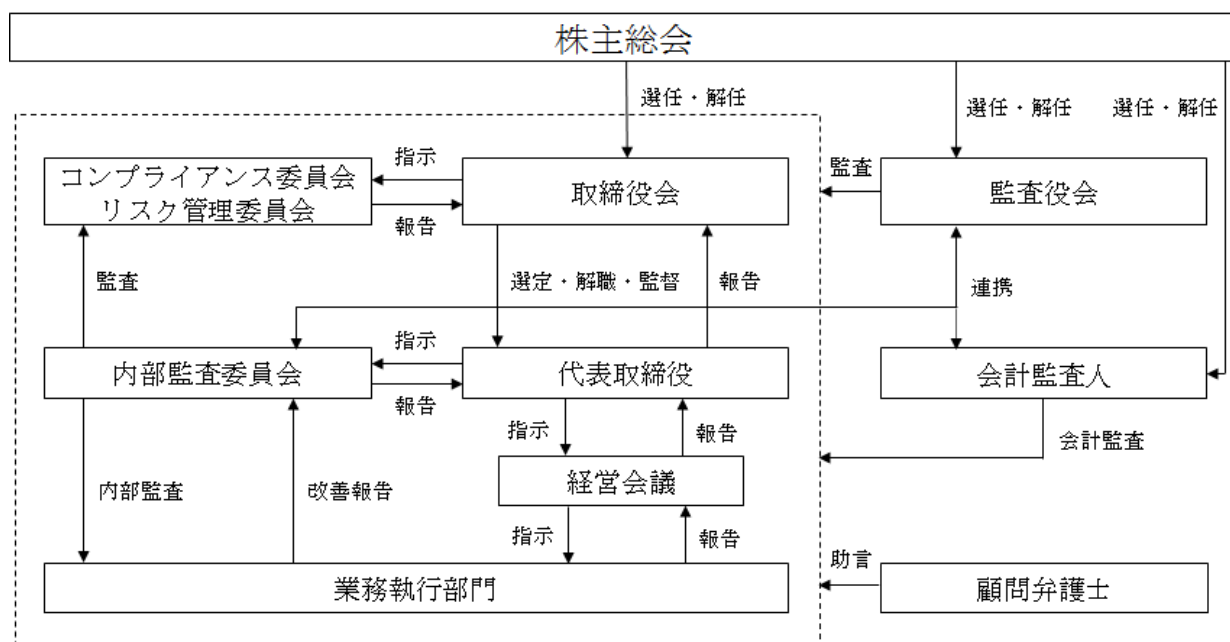
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

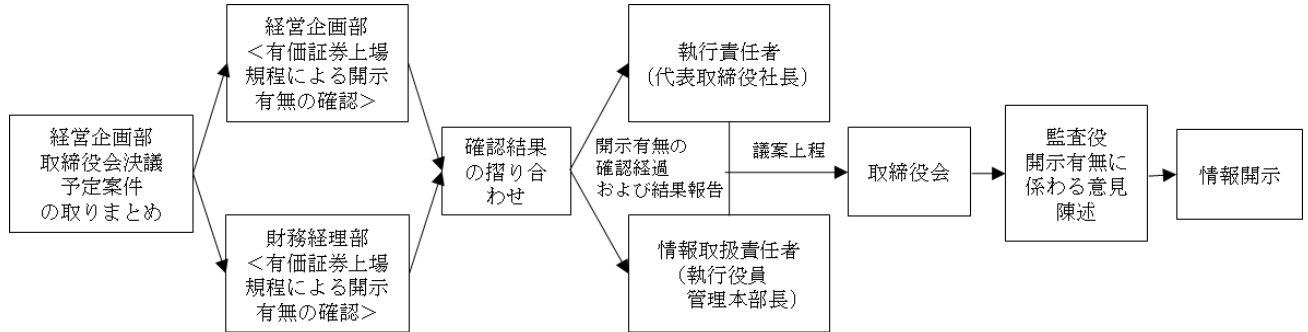
コーポレート・ガバナンスの取組みに関する模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】

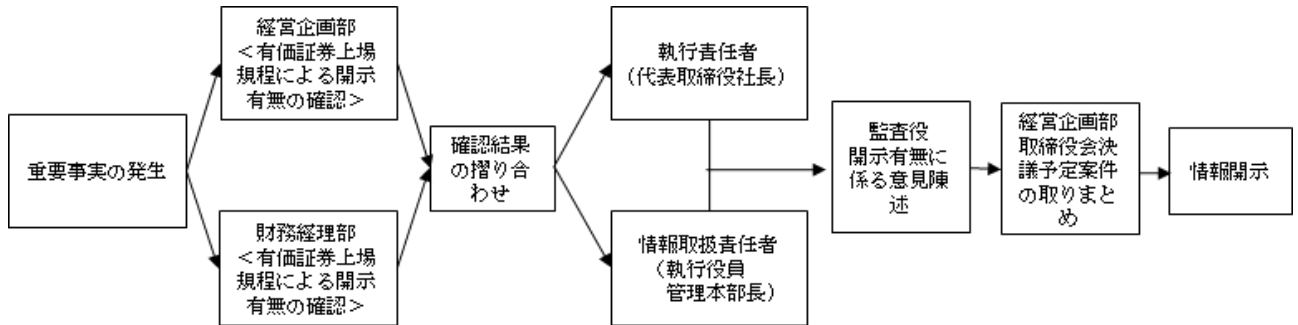


【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜当社に係る発生事実に関する情報等＞



以上